

雪の安全対策
について

屋根の雪下ろし用命綱などを貸し出します

屋根の雪下ろし中の事故を未然に防ぐため、命綱などを貸し出しています。また、雪下ろし作業は危険を伴いますので、決して1人では行わず複数の人で行ってください。

- ▽貸出用品 命綱、安全帯およびヘルメット一式
- ▽貸出場所 弘前消防署（本町、☎ 32・5199）／東消防署（城東中央5丁目、☎ 27・1151）／西北分署（小友字神原、☎ 93・3310）／西分署（鳥井野字宮本、☎ 82・3311）

未受診の人は
早めの申し込みを

国保 40歳未満（男性）健診

国民健康保険に加入している40歳未満の男性は、無料で健康診査を受けることができます。また、健診結果について、保健師・栄養士がわかりやすく説明します。

平成28年4月1日時点で国民健康保険の加入者で、30代の男性には個別に通知していますので、まだ受診していない人はぜひ申し込みください。冬期間は混み合いますので、早めの予約をお勧めします。

4月1日以降に国保に加入した人は問い合わせく

※受付時間は、いずれも午前8時半～午後5時。
市民協働政策課（☎ 35・1664）



支給を受けるには
申請が必要です

後期高齢者医療の高額医療・高額介護合算療養費の支給

▽支給対象者 後期高齢者医療制度に加入し、医療保険と介護保険の自己負担額の両方の支払いをしている人
※世帯内に後期高齢者医療制度に加入している人が複数いる場合は、世帯で合算します。

▽計算対象期間 毎年8月1日から7月31日までの1年間

▽支給額 医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（下表参照）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

ただし、超えた額が500円以下の場合は支給対象となりません。

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の人

低所得Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税の人のうち、世帯員全員の各所得額が0円の人

※自己負担額は支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

▽支給申請 支給の要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせを送付します。届いた人は担当窓口

に申請してください。また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した人や、転入してきた人などがある世帯には、支給対象となる世帯であっても、申請のお知らせが送付されない場合もありますので、対象になると思われる人はお問い合わせください。

▽申請に必要なもの 支給申請書／高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請について（お知らせ）／個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）／本人確認書類（官公庁発行の顔写真付き身分証明書など）／印鑑（認め印）／通帳（コピー可）など、口座情報の分かるもの

※被保険者が亡くなっている場合は、受領申立書の提出が必要です（事前に提出した場合は不要）。

※被保険者以外の人が申請または受領する場合は、委任状および被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類などが必要です。詳しくは問い合わせを。

※重度心身障害者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

■問い合わせ・申請先 国保年金課後期高齢者医療係（市役所新庁舎1階、窓口156、☎ 40・7046）

対象者1人につき1万5,000円支給

確認じゃ！

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請受け付けを2月28日から開始

～消費税率の引き上げによる低所得者への影響を緩和します～

対象者と思われる人に2月27日に申請書を送付しますので、忘れずにお問い合わせください。対象だと思う

のに申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

▽対象 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者（支給決定前に亡くなった人は対象外）

※平成28年度臨時福祉給付金対象者…平成28年度

分の市町村民税が課税されない人。ただし、平成28

年度市町村民税課税者の扶養親族等、生活保護等受給者等は除く。

▽申請受付期間 2月28日～5月31日

▽申請先 平成28年1月1日時点で居住する市町村
※申請方法や受付期間は、市町村により異なります。

■問い合わせ先 臨時給付金対策室（市役所新庁舎4階、☎ 40・7120）

△ 給付金の「振り込め詐欺」にご注意ください！

市役所から給付金の関係で「手数料がかかる」「ATMに行ってください」などと、連絡をすることは絶対にありません。不審なメール・電話・郵便物があった場合は、臨時給付金対策室または警察相談専用電話（#9110）へご連絡ください。



官民協働により
作成

ひろさき施設マップを作成しました

市の施設や体育・福祉施設、学校などの情報等を1枚にまとめた「ひろさき施設マップ」が完成しました。避難所に指定されている施設には避難所のマークを表示し、いざというときの避難所の確認にも便利です。

▽掲載内容 市の施設、国・県の施設、消防、体育施設、福祉施設、学校など（避難所表示あり）

▽配布場所 広聴広報課（市役所本館3階）、市民課（市

役所新庁舎1階）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、各出張所

■問い合わせ先 広聴広報課（☎ 35・1194）

なくなり次第
終了します

弘前公園の桜のせん定枝を無料配布

弘前公園では、せん定した桜の枝を無料配布します。
▽とき 2月24日、3月3日・10日・17日・24日の午前8時半から（なくなり次第終了）

▽ところ 「緑の相談所」前（下白銀町、弘前公園内）

▽その他 1人3本まで。販売目的での持ち帰りは禁止します／枯れた枝や病気の枝をせん定している

もので、必ず花が咲くとは限りません／作業状況や天候により準備できない場合がありますので、ご了承ください。

※せん定作業中は枝の落下など大変危険なため、近づかないようにしてください。

■問い合わせ先 公園緑地課（☎ 33・8739）

